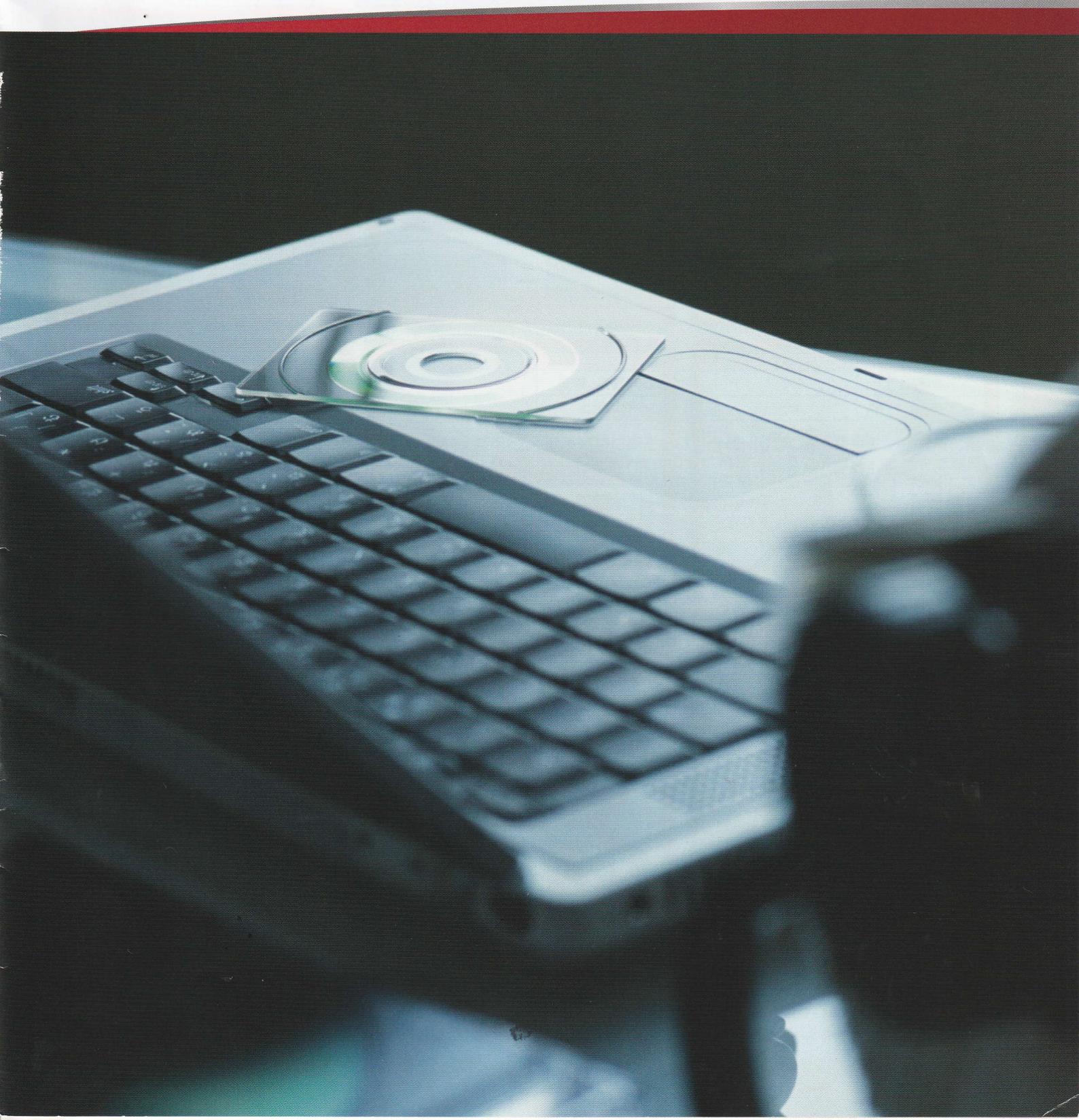


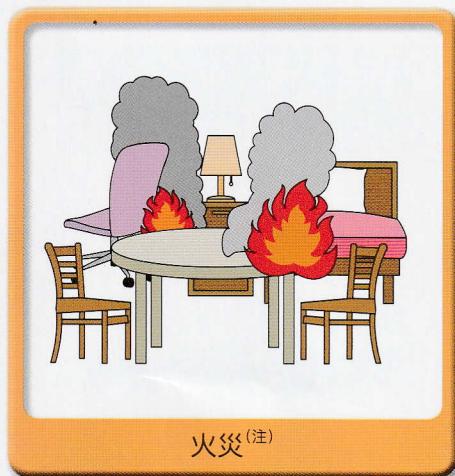
# 動産総合保険



# 動産総合保険の補償内容

## 保険金のお支払いの対象となる主な事故

■この保険は、保険の対象である動産を保管中および付随する運送中の偶然な事故による損害からお守りする保険です。お支払いの対象となる主な事故は次のとおりです。



火災<sup>(注)</sup>



盗難



運送中の事故



破損



車の飛び込み



飛行機の墜落



破裂または爆発<sup>(注)</sup>



落雷



水濡れ

(注)地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災、破裂・爆発およびその際の延焼損害については、保険金のお支払いの対象となりません。

# お支払いする保険金

## 損害保険金

- 保険金額が保険価額<sup>(注1)(注2)</sup>と同額以上の場合は、保険価額を限度に損害額<sup>(注3)</sup>から自己負担額(免責金額)を差し引いた額を損害保険金としてお支払いします。

$$\text{損害保険金} = \text{損害額} - \text{自己負担額}$$

- 保険金額が保険価額よりも低い場合は、保険金額を限度に次の算式により算出した額を損害保険金としてお支払いします。

$$\text{損害保険金} = (\text{損害額} - \text{自己負担額}) \times \frac{\text{保険金額}}{\text{保険価額}}$$

- 損害保険金の額が1回の事故につき、てん補限度額を超える場合は、損害保険金はてん補限度額を限度とします。

(注1) 保険価額とは、損害が発生した時およびその場所における保険の対象の価額をいい、通常は時価額となります。時価額とは、再調達価額(保険の対象と同等のものを新たに購入するのに必要な金額)から、経過年数による減価や使用による消耗分を差し引いた額をいいます。

(注2) 保険の対象によっては、新価保険特約条項をセットすることで、再調達価額を基準とする補償とすることが可能です。ただし、損害を受けた保険の対象の復旧を行わない場合などは、時価額を基準とする補償になりますので、ご注意ください。(新価保険特約条項に協定保険価額特約条項をセットして保険価額を協定している場合であっても同様です。) 詳細は取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

(注3) 時価額基準でのご契約の場合、損害が生じた保険の対象を修理することができるときには、時価額を限度とし、次の算式によって算出した額を損害額とします。

$$\text{修理費} - \text{修理によって保険の対象の価額が増加した場合は、その増加額} - \text{修理に伴って生じた残存物がある場合は、その価額} = \text{損害額}$$

(※) 保険の対象の種類と適切な維持・管理等がなされているかによって、再調達価額に右の割合を乗じた額を限度とします。なお、これらの限度は、その損害が生じた物ごとにそれぞれ適用します。

保険の対象	適切な維持・管理等	
	あり	なし
設備、装置または機械	70%	90%
上記以外のもの	50%	90%

① 損害額は、保険価額以上となる場合(全損)は、保険価額を基準とし、保険価額に満たない場合(分損)は、事故発生直前の状態に戻すために必要な修理費を基準として算出されます。したがって、お支払いする損害保険金の額は再取得等するのに必要な額や修理費の全額とならない場合がありますのでご注意ください。新価保険特約条項をセットした場合は、損害額を再調達価額を基準に算出します。

② 自己負担額はあらかじめご契約時に決定していただきます。(原則として、1事故につき、保険金額の1%以上(ただし、運送中は1事故でてん補限度額の1%以上)で設定していただきます。) 全損の場合および火災(焦げ損害を除きます)、落雷、破裂または爆発の事故による損害の場合は、損害額から自己負担額を差し引きません。

- 保険金額は、ご契約時の保険の対象の価額に合わせて設定してください。
- 保険の対象の価額を超えて保険金額を設定されても、その超過分については保険金のお支払いの対象となりません。なお、保険の対象の価額を超える部分についてはご契約を取り消すことができる場合があります。
- 保険金額が保険価額に満たない場合は、事故の際に自己負担額を控除した損害額の全額について保険金をお支払いできない場合があります。

## 臨時費用保険金

以下の事故により損害保険金が支払われる場合、損害保険金の30%(ただし、1事故につき300万円限度)を臨時費用保険金としてお支払いします。

- 火災、落雷、破裂・爆発
- 風災、雹災、雪災
- 外部からの物体の飛来・衝突
- 水濡れ
- 騒擾・集団行動 等

(※) 盗難による事故・上記によらない偶然な事故の場合は、お支払いの対象となりません。

## 残存物取片づけ費用保険金

残存物取片づけ費用保険金(清掃費用等の後片づけ費用)として、損害保険金の10%を限度に残存物取片づけ費用の実費をお支払いします。

**ご注意** ① 上記以外の費用保険金のお支払いの対象となる場合があります。また、ご契約方法によっては、上記のお支払いする保険金と異なる場合があります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

② 類似の他の保険契約または共済契約等がある場合は、補償される限度額が全契約通算で適用される場合がありますのでご注意ください。

# ご契約条件等

## 動産総合保険でお引受けできるもの

- ほとんどすべての動産が保険の対象となります。  
主なものとご契約種類は、次のとおりです。

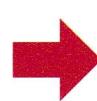
### 対象となる動産

### ご契約種類

#### ① 特定の動産

会社や商店が所有または使用している営業用什器、備品、展示品などを個別にお引受けします。

- (例) ● 事務用機器、電気器具など  
● 通信機器、光学機器、精密機械類など  
● 作業用の各種機械など



#### 法人用特定動産契約

個人が所有または使用している高価な家財などを個別にお引受けします。

- (例) ● 照明、ステレオなど  
● カメラ、プロジェクターなど



#### 個人用特定動産契約

#### ② 商品・製品・半製品・在庫品

商品・在庫品などの保管中や運送中、巡回販売中の危険を包括的にお引受けします。

※巡回販売中とは、巡回販売の目的をもって、巡回販売員が商品を携行して事業所(基地)を出発してから帰着するまでの携行中、販売中、宿泊中などの巡回販売の行程を指します。



#### 商品包括契約

#### ③ 現金・小切手・手形・有価証券

売上代金・給与・賞与などの現金、小切手、手形または有価証券の保管中、運送中の危険を包括的にお引受けします。

※白地小切手および白地手形については、対象となりません。



#### 商品包括契約

- なお、次の動産は他の保険種目でお引受けしており、この保険の対象となりません。

- (1) 加工、製造中の動産 ————— ● 火災保険、物流総合保険などでお引受けします。  
(2) 自動車、航空機、船舶 ————— ● 自動車保険、航空保険、船舶保険などでお引受けします。  
(3) 運送中の危険のみを対象とするもの ————— ● 運送保険などでお引受けします。

上記以外にもお引受けの対象とならない動産があります。

詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

## お支払いの対象とならない主な損害

### ■ 次のような損害は保険金のお支払いの対象となりません。

- (1) 保険契約者、被保険者(補償を受けられる方)または保険金受取人などの故意もしくは重大な過失または法令違反による損害
- (2) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動<sup>\*</sup>による損害  
※暴動とは、群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- (3) テロ行為<sup>\*</sup>による損害(1つの敷地内において保険金額が10億円以上の場合にかぎります。  
※テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものが、その主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。)
- (4) サイバー攻撃等による損害。ただし、これによって火災、破裂または爆発が生じた場合の損害については、保険金のお支払いの対象となります。
- (5) 保険の対象の欠陥・自然の消耗・さび・かび・変色・虫食いなどによる損害
- (6) 地震・噴火・これらによる津波、水災による損害
- (7) 保険の対象の置き忘れ、紛失(置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。)による損害
- (8) 使用人などが単独にもしくは第三者と共に謀して行った窃盗、盗難、強盗などによる損害
- (9) 管球類(真空管・ブラウン管・電球・LED 蛍光管など)に単独に生じた損害
- (10) 偶然な外来の事故によらない電気の作用または機械の稼働に伴って発生した電気的または機械的事故による損害。  
ただし、これらによって火災(焦げ損害を除きます。)、破裂または爆発が生じた場合の損害については、保険金のお支払いの対象となります。
- (11) 詐欺または横領による損害
- (12) 保険の対象の加工着手(保険の対象に対して加工作業を加えた時をいいます。)後に生じた損害
- (13) 保険の対象に対する修理、清掃、解体、据付、組立、点検、検査、試験、調整などの作業上の過失または技術の拙劣による損害。ただし、これらによって火災(焦げ損害を除きます。)、破裂または爆発が生じた場合の損害については、保険金のお支払いの対象となります。
- (14) 取付上の欠陥によって取付けた日からその日を含めて7日以内に生じたガラスの損害
- (15) 万引などによる損害
- (16) 運送中に生じた破損・まがり・へこみによる損害(運送中の単純破曲損不担保特約条項をセットする場合)  
ただし、以下の事故により生じた損害については保険金のお支払いの対象となります。
  - 火災、爆発
  - 輸送用具の転覆、墜落など
  - 輸送用具の他物(軌道・路面などを除く)との衝突など
- (17) 冷凍物・生鮮食料品などを保険の対象とする場合の冷蔵装置などの破壊・変調もしくは機能停止に伴う損害(ただし、冷蔵装置などと同一敷地内に生じた火災、落雷、破裂または爆発により冷蔵装置などに物的損傷が生じた結果、その冷蔵装置などが破壊・変調もしくは機能停止したことによる損害は除きます。)
- (18) 美術品、宝石・貴金属などを保険の対象とする場合の損傷に伴う価値の低下による損害
- (19) 宝石・貴金属などを保険の対象とする場合の保管場所の営業時間外において、金庫外保管中に生じた盗難による損害(純然たる個人の動産を除きます。)
- (20) 保険の対象の平常の使用または管理によって通常生じ得る外観上の損傷または汚損で、その保険の対象の機能の喪失または低下を伴わない損害
- (21) 棚卸し、検品の際に発見された品不足による損害
- (22) 通貨・有価証券などを保険の対象とする場合の勘定違いによる損害
- (23) 偽造または変造された通貨・有価証券などによる損害
- (24) 情報(プログラム、ソフトウェアおよびデータ)のみに生じた損害

など

## 保険期間

この保険の保険期間は1年間となります。ただし、契約種類によって短期契約(保険期間が1年に満たない保険契約をいいます。)または長期契約(保険期間が1年を超える保険契約をいいます。)をご契約いただくことができます。また、保険の対象、セットする特約条項等によって設定できる保険期間が異なります。

詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。